

2022年2月10日 16:54 メール受信・昨年11月26日第9回説明会環境省回答書

以下（ ）書きは本会記入 藍色文字は環境省回答書原文

令和4年2月10日

30年中間貯蔵施設地権者会様

環境省

2021年12月13日付け貴会からの意見・要求・質問等に対する回答について

1-1 について (団体交渉再開要求)

30年中間貯蔵施設地権者会に対しましては、通算46回にわたる協議等により、環境省の補償の考え方を丁寧に説明してきましたが、用地の補償方針につきましては、協議開始から6年以上平行線が続いており、これ以上の協議の進展が見込めないことから、用地の補償方針に係る協議につきましては、今後行わないことをお伝えしております。

昨年4月の双葉町町議会全員協議会の場でいただいた御意見について検討を行いました。これまでと同様に用地の補償方針に係る協議につきましては今後行わないということといたしました。

1-2 について (団体交渉再開要求)

1-1と同じ回答となります。

2-1 について (未売却者対応と除染要求)

帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域外（以下「拠点区域外」という。）については、「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」（令和3年8月31日 原子力災害対策本部復興推進会議決定）により政府方針が示されたところです。

中間貯蔵施設事業については、令和4年度以降も、特定復興再生拠点区域から発生する除去土壌等の搬入や、これらの受入・分別・貯蔵等が進められる予定であり、中間貯蔵施設区域内においては、中間貯蔵施設事業を安全かつ着実に進めてまいります。

2-2 について (ほっぽりなげないこと省内協議要求)

拠点区域外については、今後も政府全体の課題として、引き続き検討されていくものと承知しています。

2-3 について (帰還困難者全体の同じ対応と除染要求)

2-2と同じ回答となります。

3 について (団体交渉再開要求)

1-1と同じ回答となります。

4-1 について (暴走トラック再発防止要求)

輸送車両について、交通ルール・マナーを遵守するよう、各現場での教育や環境省の研修等の様々な機会をとらえて指導を行うとともに、抜き打ちの巡回パトロールを実施する等の取組も行っております。

また、輸送車両が危険な走行をしていた等の情報が寄せられた場合には、走行箇所等の情報を受注者に伝え、運転者への指導・注意喚起を行うよう要請しています。今後とも、これらの取組を継続して行い、輸送車両の交通ルール・マナーの遵守の徹底を図ってまいります。

4-2 について (暴走トラック再発防止要求)

車番を御教示いただければ 4-1 に記載と同様の対応を取らせていただきます。

5 について (9月7日等トラック事故再発防止要求)

9月7日の事故については御心配・御迷惑をおかけし申し訳ありません。輸送車両の運転者には、実荷時のみならず帰投時においても、法令遵守に加え、運転マナーを守り安全な運転を行うよう指導しております。

また、輸送を終え車両基地等に戻る車両（ダンプ車）に対する御意見は地元住民の皆さまから多々いただいております。同車両による影響を緩和するため、国道 288 号や国道 114 号等を経由する帰投車両の走行ルートを可能な限り高速道路に転換する取組を実施しております。

6 について (中間貯蔵内の無法運転再発防止要求)

これまでも受注者に対して繰り返し注意喚起を行っておりますが、あらためて、受注者に対して中間貯蔵 施設内における交通ルール・マナーの遵守・徹底を図るよう指導してまいります。

7-1 について (13000cpm 以上の持ち出し有無の確認)

輸送車両は中間貯蔵施設区域から退出する際、スクリーニング検査を実施して表面汚染密度を計測しております。なお、スクリーニングの結果、全ての輸送車両について 13,000cpm を下回っております。

7-2 について (13000cpm 以上の持ち出し有無の確認)

7-1 と同じ回答となります。

7-3 について (13000cpm 以上の持ち出し有無の確認)

資料 45 ページの表面汚染密度の測定結果は、中間貯蔵施設退出時の輸送車両について示したものであり、これらの表面汚染密度のデータは全てございます。



8 について (黒煙の実態と対策要求)

煙突から排出しているものは水蒸気であると認識しております。仮設処理施設からの排出ガスは、運転開始から常時監視しておりますが現在までばいじんの排出基準値を超えたことはありません。

9-1 について (契約の有無にかかわらずの草木茫々の状況から除染の要求)

中間貯蔵施設の整備や安全な稼働に必要な除草は行っておりますが、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染は、人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減させるために、生活空間における放射性物質の除去等を行うものであり、居住制限のある帰還困難区域に位置する中間貯蔵施設区域については、当該除染を実施することはできません。

9-2 について (除染の実施要求)

9-1 の回答を参照ください。

10 について (今迄の質問に対するキチンとした回答要求)

1-1 の回答を参照ください。

11 について (水蒸気は無色・無臭で黒煙は違う)

8 と同じ回答となります。

12-1 について (小高区と飯館村の再利用実証確認)

中間貯蔵施設区域内に整備した技術実証施設では、中間貯蔵開始後 30 年以内の最終処分を見据えた、除去土壌等の減容・再生利用等に活用し得る実用的、実務的な技術に関する実証実験を行っています。

なお、各年度で行っている実証テーマ及び成果報告・評価については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) のウェブサイトに掲載しております。

該当 URL : <https://www.jesconet.co.jp/interim/information/josenjissho.html> 3

12-2 について (小高区と飯館村の再利用実証確認)

12-1 と同じ回答となります。

12-3 について (小高区と飯館村の再利用実証確認)

12-1 と同じ回答となります。

13-1 について (輸送トラックの前方への表示要求)

車両前方の「環境省除去土壌等運搬車」の緑のゼッケンは輸送業務中であることを示す表示である

ため、中間貯蔵施設への輸送を終え、車両基地等に戻る輸送車両については、当該ゼッケンは外すこととしております。

13-2 について (輸送トラックの前方への表示要求)

除去土壌等の輸送車両の表示等については、福島県、大熊町及び双葉町並びに環境省により締結した「中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定」に基づく中間貯蔵施設環境安全委員会において了承されているところです。

御意見の帰路につく際の前方に環境省除去土壌等運搬車等と表示した緑のゼッケンとサイドに受注者等を表示したプラカードは輸送業務が終了していることから取り外しておりますが、運転者の自覚を促すため、前方・後方の環境省のロゴマーク付きのプラカードは付けたままとしております。これは、運転者の教育の際に強調して伝えております。

14 について (ダンプの自動シート違反指摘と改善要求)

輸送車両については、荷台に積載している除去土壌等を飛散・流出等させないように、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法及び関係法令を遵守しております。荷台については、アオリや飛散防止装置を活用する等、除去土壌等の飛散・流出等を防止しており、いずれにしても関係法令を遵守して輸送を行っております。

また、除去土壌等の飛散・流出等の防止を目的として除去土壌等を固縛し上部シートをかけて輸送しているため、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法で定められている車両の表示番号が隠れてしまう場合があります。

そのような場合には、同法の趣旨にそって、上部シートには法 で定める表示と同等の表示を行っております。

15 について (最終処分場の早期選定の申し入れ)

県外最終処分の実現に向けては、現在、2016 年（平成 28 年）に策定した中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略及び工程表に沿って、ステップ 1～ステップ 4 までを一体として進めております。工程表では、2024 年度（令和 6 年度）を戦略目標として、基盤技術の開発を一通り完了するとともに、最終処分場の必要面積や構造について実現可能ないくつかの選択肢を提示することとしているところです。その成果を踏まえ、ステップ 5 以降の検討を進めていくこととしております。また、昨年より、全国各地での対話フォーラムの開催等、県外最終処分に向けた減容・再生利用の必要性・安全性等に関する全国での理解醸成活動を抜本的に強化しております。今後とも、様々な機会を通じて、理解醸成に努めてまいりたいと考えております。

16-1 について (環境安全委員会への所長出席要望)

現在、輸送車両の鳥居後部には「中間貯蔵輸送車両 ペースカー規制速度を守って走行中」の表示を実施しております。後続車両からも輸送車両であることを認識することができるこの取組を引き続き実施してまいります。

16-2 について (安全に対する生ぬるい環境省対応の改善要求)

13-2 と同じ回答となります。

17 について (将来の帰還希望者への除染インフラ対応要求)

帰還困難区域の特定復興再生拠点区域外についての政府方針は、「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」(令和3年8月31日 原子力災害対策本部復興推進会議決定)にあるとおりです。

18-1 について (環境安全委員会への所長欠席の姿勢が問題である指摘)

直近の中間貯蔵施設環境安全委員会においては、福島地方環境事務所中間貯蔵部長を兼務した本省参事官が参加しており、高いレベルで検討ができる体制となっています。なお、中間貯蔵施設環境安全委員会でもいただいた委員の御意見については福島地方環境事務所長にも報告しているところです。

18-2 について (所長出席によるスムーズな運営の説明と出席要望)

18-1 と同じ回答となります。

19-1 について (クリーンセンターふたばのキャパ許容量の確認)

クリーンセンターふたばの埋立容量 50 万 m³のうち、今後埋立対象となる廃棄物の見込み量は 28 万 m³ (令和2年8月時点) あります。現在の特定廃棄物や双葉郡の生活ごみの処分先である特定廃棄物埋立処分施設(旧エコテック)は、搬入開始後約 10 年間という期間が御地元との約束であるため、将来的な生活ごみの受け皿や、特定復興再生拠点区域において生じる廃棄物等の最終処分先の確保が課題となっていた中、クリーンセンターふたばをこれらの廃棄物の最終処分場として活用することとしたものです。

19-2 について (クリーンセンターふたばの事前説明会なし後出しジャンケンの指摘と改善要求)

クリーンセンターふたばに関する情報発信については、福島県、大熊町、双葉地方広域市町村圏組合及び環境省により締結した「クリーンセンターふたばの周辺地域の安全確保に関する協定書」に基づく第1回クリーンセンターふたば環境安全委員会を本年1月11日に開催したところです。その資料や議事録を公開すること等により、地元住民を含む関係者の方々の御理解を深めていただくよう努めてまいりたいと考えています。

20-1 について (仮設焼却場等の費用対効果の問題指摘)

環境省では福島県内に仮設焼却施設を 16 施設設置し運用してきました。令和元年の台風 19 号で発生した災害廃棄物の処理については、仮設焼却施設の余力の中で約 5,000 t を処理した実績があります。現在稼働している施設について、費用対効果の検証も踏まえながら有効活用を図ることを進めてまいります。

20-2 について (クリーンセンターふたばへの埋め立て量の確認)

19-1 の回答を参照ください。

21 について (1～20-2 までの再要求)

当方からの回答はありません。

22 について (事前説明会のないクリーンセンターふたばの問題ある進め方の指摘)

19-2 と同じ回答となります。

23 について (県外最終処分場選定の早期着手について当初からの継続した申し入れ)

県外最終処分の実現に向けては、2016 年（平成 28 年）に策定した中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用 技術開発戦略及び工程表に沿って、取組を進めてきたところです。昨年から開催している対話フォーラムについては、県外最終処分の方針について知っていただき、再生利用の必要性・安全性等について御理解いただくことを目的として開催しております。対話フォーラムでは参加いただいた皆様からの幅広い御意見・御質問を御紹介できるよう改善しながら取り組んでいるところですが、お時間の都合上、御紹介できない場合もございます。

今後とも御参加いただいた皆様からの様々な御意見を参考にしながら、より良い対話の方法について検討してまいりたいと考えております。

24 について (白地地区除染など環境省への約束違反に対する不信感と改善要求)

17 と同じ回答となります。

25 について (県両町の事前了解なしで汚染水放出はできないことの確認)

ALPS 処理水の海洋放出については、資源エネルギー庁を中心に、政府全体の対策を取りまとめているところであり、ご質問の点について、環境省より一義的に回答することは困難です。

その上で、政府としては、廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会等において、福島県や大熊町・双葉町を含む地元自治体の方々に、ALPS 処理水対策等の政府等の取組状況について説明等を行ってきているものと承知しています。

環境省も政府の一員として、今後もモニタリングに関する丁寧な説明に努める等、関係者の御理解が得られるよう取り組んでまいります。なお、本回答については、資源エネルギー庁にも伝えております。

26-1 について (地上権契約書終了時の原状回復では田に山砂を入れない)

これまでどおりご契約いただいた地権者の方からお問い合わせがあればお答えさせていただきます。

26-2 について (地上権契約書第 12 条 3 項原状回復条項の確認)

当方からの回答はありません。

27 について (団体交渉拒否の事実と異なる非論理的な環境省説明への指摘)

1-1 と同じ回答となります。

28-1 について (用地補償の事実とのずれの環境省説明への指摘)

当方からの回答はありません。

28-2 について (個別の指摘に対する個別の回答要求)

個別回答といたします。

29 について (地代累計額が土地価格を超えた場合憲法違反であるとの環境省回答に対する指摘)

今までの貴会との協議及び説明会においてお答えしてきたとおり、中間貯蔵施設事業用地の取得等につきましては、長期間安定的な土地の使用権を得るため、要綱あるいは用対連基準を総合的に判断のうえ、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の施行について」(昭和 37 年 6 月 29 日 閣議了解) 第一に基づき、直轄の補償基準を制定し、適正に運用しております。中間貯蔵施設事業において、土地の買い取りと地上権設定の選択肢を提示している中、補償の原則である公平・公正を欠くことがないよう、今後も直轄の補償基準を適正に運用してまいります。

30 について (要綱 20 条の 2 第 2 項の環境省解釈の間違いの指摘)

29 の回答を参照ください。

31 について (憲法＝土地収用法＝要綱の整合性の確認。説明会では認めている)

29 の回答を参照ください。

(下記表は本会が記載：環境省に説明会で配布し、環境省は説明会でこれに同意した)

法律等	憲法	土地収用法	損失補償基準要綱 (=用対連基準)
土地使用補償額	6円年額地代	6円年額地代	6円年額地代
土地価格	100円	100円	100円
完全補償な補償とは ⇒ 代替性「地権者の他での生活再建が目的(農業等)」 ⇒ ※ 過補償やごね得 ※			

32 について (生活再建の為代替性を認めている補償。説明会では認めている)

29 の回答を参照ください。

33 について (用地補償の統一ルール違反の指摘「正常価格と正常な地代」説明会では認めている)

29 の回答を参照ください。

34 について (要綱 19 条は長期も対象、地上権は記載がないことを説明会で環境省と確認)

29 の回答を参照ください。

35-1 について (要綱 19 条は一定期間で地代累計が土地価格超えの許容を説明会で環境省と確認)
29 の回答を参照ください。

35-2 について (長期 20 年以上、基準細則は土地価格の 6%が地代算定と説明会で環境省と確認)
29 の回答を参照ください。

35-3 について (従って使用期間 20 年×6%=120%>100%であると説明会で環境省と確認)
29 の回答を参照ください。

35-4 について (要綱条文も土地価格を超えることを予想・許容を説明会で環境省と確認)
29 の回答を参照ください。

35-5 について (以上の通り「過補償で憲法違反は間違い」を認めた環境省回答書を要求)
29 の回答を参照ください。

36 について (地代合計が本体を超える事例がある。この指摘は間違いか、説明会では認めている)
当方からの回答はありません。

37 について (住宅等賃貸は一定期間で本体価格超える指摘は間違いか、説明会では認めている)
当方からの回答はありません。

38 について (一般土地賃貸事例は一定期間で土地価格超え指摘は間違いか、説明会では認めている)
当方からの回答はありません。

39 について (公共事業では一般の賃貸事例同様に超えている事例あり、説明会では環境省無言)
29 の回答を参照ください。

40 について (環境省の仮置場事業等でも超え又は超える事が予想される。説明会では環境省無言)
29 の回答を参照ください。

41-1 について (財務省の事業用定期地権契約も 40 と同じ。説明会では環境省は知らないと回答)
当方からの回答はありません。

41-2 について (財務省の事業用定期地権契約 HP 掲載とここ迄異論があるか、環境省異論無し)
当方からの回答はありません。

42-1 について (配布資料の通り東電の送電線賃借料単独でも超えている。環境省説明会で同意)
29 の回答を参照ください。

42-2 について (電気事業連合会は要綱や用対連基準策定に参加を確認。環境省説明会で同意)
29 の回答を参照ください。

42-3 について (以上の通り憲法違反も含めて間違いであり本会主張を理解すべき。環境省無言)
29 の回答を参照ください。

43 について (従って、要綱に明確に地代と書かれているので地代への見直しを強く要求)
29 の回答を参照ください。

44 について (仮置場 4 年半 850 円/m²田 > 30 年間地上権 840 円は何故比較ができないのか)
29 の回答を参照ください。

45 について (要綱 20 条の 2 第 2 項の本会解釈に誤りがあるか、指摘頂きたい、環境省無言)
29 の回答を参照ください。

46 について (現在価値割引率では超えていない累計額 180 円 = 83.4 円は誤りか、環境省無言)
29 の回答を参照ください。

47 について (土地収用法 3 条対象事業は要綱と同じルールであるが違うか、環境省無言)
29 の回答を参照ください。

48 について (以上、環境省は主張の間違いを認め、団体交渉再開を強く求める。環境省無言)
1-1 と同じ回答となります。

49-1 について (土地使用補償基準書「日付・環境省の記載なし」を示し情報開示要求。環境省無言)
行政文書の開示につきましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき、適正に行われております。

49-2 について (地上権価格は 49-1 基準書が間違いか、環境省がそれを守らずか。環境省無言)
49-1 と同じ回答となります。

50-1 について (今の熊町の土地取引状況、貸し付けの状況の確認。環境省知らないと回答)
当方からの回答はありません。

50-2 について (熊町田 3 千円/m²取引事例から実態に合わせた鑑定評価の必要性を説明)
今までの貴会との協議及び説明会においてお答えしてきたとおり、中間貯蔵施設の土地価格及び地上権設定価格は、専門家である不動産鑑定士の鑑定結果を踏まえ決定しており、適正なものと考えております。また、不動産鑑定評価は、起業者が必要性を判断して適切な時期に行います。

50-3 について (不動産鑑定評価・意見書の検証審査方法を具体的に示してほしい。環境省無言)
50-2 と同じ回答となります。

50-4 について (依頼時などに不動産鑑定士等に対する圧力はかけていないか。環境省無言)
当方からの回答はありません。

50-5 について (当初の不動産鑑定評価と 6 年後の同意見書が同じは取引実態からかけ離れている)
50-2 と同じ回答となります。

51 について (土地使用補償・土地価格審査会はやっているか。説明会の環境省回答やっていない)
50-2 と同じ回答となります。

52-1 について (不動産鑑定評価基準の正常価格の定義は承知か。環境省説明会回答即答できない)
当方からの回答はありません。

52-2 について (不動産鑑定評価基準 5 章と要綱の斎場や駅の価格算定説明。環境省説明会回答同意)
50-2 と同じ回答となります。

52-3 について (中間貯蔵の中だけの比較で外とは比較不可の間違いを指摘。環境省説明会回答同意)
50-2 と同じ回答となります。

52-4 について (環境省小野寺調整官に発言を求める。環境省小野寺調整官疲れた表情で無言)
当方からの回答はありません。

52-5 について (30 年間毎年市場性も変化するので環境省は団体交渉の中で説明する義務がある。)
1-1 の回答を参照ください。

52-6 について (団体交渉の一方的な打ち切りもその理由も間違い)
1-1 の回答を参照ください。

53 について (団体交渉を求め、本会の間違い指摘に対する回答は具体的説明を書面で要求する)
1-1、29 等の回答を参照ください。

54-1 について (斉藤調整官はずいぶん頷いて同意したが、要綱にない地上権でいいのか)
斉藤調整官説明会時の口頭回答：総合的に判断した)
29 の回答を参照ください。

54-2 について (土地収用法 3 条対象事業の比較ができるとの本会の指摘を認めた。環境省無言)
当方からの回答はありません。

55 について (国交省見解への指摘を求める。環境省無言。)
29 の回答を参照ください。

56 について (要綱に反した環境省内規基準の見直しを求める。環境省無言。)
29 の回答を参照ください。

57 について (環境省の総合的判断の間違いの具体例を挙げて指摘。環境省反論できず)
29 等の回答を参照ください。

58-1 について (土地使用と買取り選択性が特殊との主張の間違いを指摘。環境省同意)
29 の回答を参照ください。

58-2 について (再度選択できることが地上権価格とした間違いを指摘。環境省無言)
29 の回答を参照ください。

59-1 について (平成 29 年回答書「30 年間の長期」の特殊性の間違いを指摘。環境省無言)
29 の回答を参照ください。

59-2 について (地上権価格は法律要綱不動産鑑定評価基準すべてに違反を指摘。環境省無言。)
29 の回答を参照ください。

59-3 について (地代累計が土地価格を超えるのが過補償は誤り。環境省無言)
29 の回答を参照ください。

59-4 について (本会の見解の通り金額の提示はしていなく過補償扱いは誤り。環境省同意)
当方からの回答はありません。

60 について (条文が根拠で完了がこれを守るのは当然。環境省の考えが条文ではない)
1-1、29 等の回答を参照ください。

61-1 について (トラック汚染土からの漏水報告遅延の間違いがあれば指摘してほしい)
本件に係る事実関係については、令和 3 年 12 月 21 日に開催されました中間貯蔵施設環境安全委員会（第 21 回）にて御報告させていただいているとおりととなりますので、御参照願います。
http://josen.env.go.jp/chukanchozou/action/safety_commission/

61-2 について （報告遅延に対する抗議と原因分析、再発防止の早期徹底の要求）

61-1 と同じ回答となります。

以上